再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第３１号

東京都大田区羽田１丁目18番11号

再生債務者　株式会社共進エキスプレス

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者の株式の取得に関する定め

⑴　取得する株式の数

全ての発行済株式である普通株式300株

⑵　再生債務者が上記１⑴記載の株式を取得する日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。

２　資本金の額の減少に関する定め

⑴　減少する資本金の額

資本金1500万円全額

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め

再生債務者は、日本物流ファンド株式会社（以下「スポンサー」という。）に対し、以下のとおり募集株式を発行する。

⑴　募集株式の数

普通株式800株

⑵　募集株式の払込金額

募集株式１株につき金15万円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

再生計画認可決定確定の日から１か月

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　金6000万円

増加する資本準備金の額　金6000万円

⑸　割当方法

第三者割当の方法により、スポンサーに全株式を割り当てる。

令和８年３月16日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定